

令和07年度 第4回 練馬警察署協議会 議事概要

開催日時 令和08年03月17日 午後03時00分～午後04時15分

開催場所	練馬警察署 講堂	出席者	協議会委員 8名 署長ほか 2名
------	----------	-----	---------------------

内 容

会議に先立ち、交通課長の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

1 警視庁警察学校について

(1) 警察学校
警察官や警察行政職員として採用されると、全寮制の警察学校に入校する。第一線の警察署で活躍するため、同じ志を持つ仲間と共に必要な知識と技能、体力、正義感を身に付けるための教養を実施している。

初任教養期間

ア 類(大学卒業程度) 6ヶ月

イ 類(高校卒業程度) 10ヶ月

ウ 警察行政職員 1ヶ月

(2) 教養カリキュラム(例:警察官)

ア 一般教養:職務倫理、OA実習など

イ 法学:憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法など

ウ 警察実務:地域警察、交通警察、警備警察、刑事警察、生活安全警察など
その他実務知識

エ 術科:教練、柔道・剣道、逮捕術、救急法など

オ その他:実務研修(現場実習)

(3) 行事

入校式・体育祭・学校祭・卒業式など

2 卒業配置状況(当署)

(1) 令和8年2月4日付、男性警察官5名着任

(2) 令和8年3月17日付、男性警察官3名、女性警察官2名着任

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1 署長から協議会への説明内容

練馬警察署「駐車監視員活動ガイドライン」の見直しについて

(1) 駐車監視員

ア 立場

民間の放置車両確認機関の職員で警察署長の委託を受けて活動しており、みなし公務員となる。

イ 活動指針

警察署長が指定した路線、地域、時間帯を重点的に巡回し、公平かつ状況を踏まえた取締りを実施している。

(2) 活動区分

「最重点路線」「重点路線」「最重点地域」「重点地域」の4つに区分し活動を行っている。

(3) 駐車車両関与事故

ア 昨年の発生件数(都内)

535件(そのうち死亡者数8名、重傷者数39名)

イ 当署の発生件数(過去3年間)

・令和5年～重傷事故1件、軽傷事故2件

・令和6年～重傷事故1件、軽傷事故2件

・令和7年～軽傷事故1件

ウ 当署の発生場所の傾向

主幹道路の「千川通り」「目白通り」とその周辺での発生が集中している。

(4) 検討地域

令和5年6月に開業した管内最大級のテーマパーク「ワーナーブラザーズスタジオツアー東京(メイキング・オブ・ハリー・ポッター)」の周辺地域。

現在まで交通量及び違法駐車車両の増加は見られない。

(5) 春の全国交通安全運動

令和8年4月6日から15日までの10日間実施。

新入学の児童や新しい環境で通学・通勤を始める人が増えることから、子どもや高齢者らを交通事故から守ることを目的に街頭での交通安全指導や広報活動などに努める。

2 協議会からの意見要望等

(1) 「ワーナーブラザーズスタジオツアー東京」は予約制で立体駐車場が完備されていることで、その周辺の路上等には来場者らの違法駐車は無く、渋滞も見受けられない。

過去に同所には遊園地の「としまえん」が開業していた。夏場にはプール利用目的で来園する車両の渋滞や駐車違反などが問題になっていた。

検討地域周辺で生活しているが、現在は駐車車両等は少なく、ほとんど渋滞もない。活動区分のランクを下げて問題はない。

(2) 駐車違反取締り件数に応じて「駐車監視員活動ガイドライン」の活動区分を毎年変更することに賛成である。

(3) 日頃の交通課員や駐車監視員らの努力により、駐車車両関与事故の発生が少ないことを認識した。今後も引き続き業務を推進していただきたい。

(4) 道幅が狭く道路に駐車するスペースがない地域は、違法駐車が少ないことを理解した。

(5) 最重点路線や最重点地域でも、管内情勢に応じて、年ごとにガイドラインを変更することに異議はない。

危険性・迷惑性・駐車実態の高いエリアに移行させて、より地域の実態に沿った取締りをお願いしたい。

[その他の意見要望等]

1 今後も幅広い年齢層に自転車ルールを守らせる指導や広報活動の取組を続けてほしい。

2 まだまだヘルメットを被って自転車を運転する方は少ない。

3 特に朝は通勤や通学などで自転車の交通量も多く、更に交通ルールを守らないので危険を感じる人が多い。

その他

同日（令和8年3月17日）委員が警視庁警察学校卒業式を視察した。

令和07年度 第3回 練馬警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年12月19日 午後02時00分～午後03時30分

開催場所 練馬警察署 講堂

出席者 協議会委員 7名
署長ほか 4名

内容

会議に先立ち、警備課長、刑事組織犯罪対策課長の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 鑑識業務について
- 1 業務説明
鑑識係員は、事件が発生すると現場へ急行し、現場指紋・足跡の採取、写真撮影、図面作成、状況によってはDNA型の採取を行う。
犯人の特定や犯行の裏付けを主な業務としている。
 - 2 指紋採取
 - (1) ガラス瓶からの採取要領
 - (2) 指紋の特性
 - ア 「万人不同」・・・同じ指紋を持っている者はいない。
 - イ 「終生不変」・・・生涯変わらない。
 - (3) 個人の特定
 - 3 足跡採取
 - (1) 室内床面からの採取
 - (2) 現場保存要領

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
練馬の街に根ざした警備諸対策
 - (1) 警備の種類
治安、雑踏、警護（警衛）、災害
 - ア 治安警備とは
国の重要施設等の警備のほか、デモの規制や違反行為が発生した際の現場対応にあたる。
管内には国の重要施設として練馬区氷川台に「東京少年鑑別所」が所在する。
 - イ 雑踏警備とは
初詣、花火大会、祭礼、イベントなどの混雑による事故を未然に防ぐ対応。
9月の「中村橋阿波踊り」や11月の「練馬大鳥神社の酉の市」などの警備において、主催者と連携して雑踏事故防止に努めた。
 - ウ 警護（警衛）警備とは
内閣総理大臣や閣僚などの国内要人、国賓、公賓の御身の安全を守る。
各選挙の街頭演説では、候補者の応援演説で複数の国内要人が訪れば、その都度、安全を確保するための警備を実施している。
 - エ 災害警備とは
地震や台風などの被災者の避難誘導、救出救助、緊急交通路の確保、水難救助や復興支援にあたる。
いつ発生してもおかしくない首都直下地震をはじめとする大地震に対処するため、様々な災害訓練などを実施している。
 - (2) 東日本大震災時の被災状況（管内）
 - ア 被災状況
練馬区震度：5弱、人的被害：なし、
壁や塀の崩落：8ヶ所、屋根瓦の落下：5ヶ所、練馬駅滞留人員：約900人
 - イ 被災地への特別派遣
 - (ア) 平成23年4月20日～27日 岩手県（陸前高田市等）
 - (イ) 平成23年5月11日～18日 宮城県（石巻市等）
 - (ウ) 主な任務
行方不明者捜索（陸地、海岸、河川、山）、御遺体収容
 - (3) 練馬署災害警備実施計画

- ア 地域防災力の向上
避難場所の確認・備蓄等について広報啓発活動を実施
- イ 災害対応力の高度化
 - (ア) 初動体制を確保するための警察署救出救助部隊の編成
 - (イ) 解体予定のビルを利用しての救出救助訓練の実施
 - (ウ) 公共交通機関を利用しない徒歩や自転車等での参集訓練を全署員が実施
 - (エ) 災害対策資機材の活用訓練
(救助工具セット・牽引車補助車・背負い式投光器)
- ウ 関係機関との連携強化
練馬区をはじめ、練馬消防署・鉄道事業者などと訓練等を通じて緊密に連携
本年6月にはトヨタモビリティ東京の協力を得て、同店の車両を利用した信号
機滅灯訓練を実施
- (4) 業務継続性の確保
 - ア 災害等による大規模停電に備え、練馬署に非常用電源装置を設置している。
 - イ 食糧の確保も困難になると想定され、署員一人あたり7日分の非常用食糧を整備している。
- (5) 警視庁機動隊の紹介
機動隊は、警備部長の下、第一から第九機動隊、特科車両隊の計10の所属、計
2,800名で編成され「治安警備最後の砦」と称されている。
- 2 協議会からの意見要望等
 - (1) 今回の説明を受けて、自己の防災に対する考え方を見直す必要があると感じた。
交番に災害用の資機材が備えてあることを知っただけでも良かった。
 - (2) 災害時は自分達で自分達を守る自助も大事だと思った。自分の職場等にも簡易救
助セットなどを備える必要があると思った。
 - (3) 停電の際に警察官が即座に駆けつけて対応していただいていることを知り、安心
した。
 - (4) 災害が発生すると医療も重要になり、傷病人の搬送も増加するので、日頃から警
察と病院の連携が大切だと感じた。
 - (5) 犯人を逮捕するため、鑑識技術の重要性が分かった。

[その他の意見要望等]

- 1 これからも自転車のヘルメット装着等のルールを守らせる地道な活動を続けてほし
い。
- 2 電動キックボードの事故も多く、マナーの悪い人がたくさんいるので、交通マナー
を浸透させてほしい。
- 3 留置場について、参観という制度があり一般人も留置場見学ができると聞いたこと
がある。留置施設視察委員の立場からも世間に留置施設について知ってもらうことは
良いことだと思っている。

その他

令和07年度 第2回 練馬警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年10月02日 午後02時00分～午後03時30分

開催場所 練馬警察署 講堂
出席者 協議会委員 7名
署長ほか 2名

内 容

会議に先立ち、交通課長の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 交通イベントの開催について
- 1 練馬自転車ヘルメット着用促進官民共同宣言（7月29日開催）
 - (1) 目的
広報啓発活動を実施することで効果的な交通事故防止・被害軽減等を図るため。
 - (2) イベント概要
 - 第1部 ・ 共同宣言書署名（署名団体：練馬区役所、東京都自転車商協同組合練馬支部、練馬二葉保育園）
・ ゲストを迎えての交通安全教育及びトークショー
 - 第2部 出動式・ヘルメット着用呼びかけ交通パレード
 - 第3部 練馬二葉保育園前でのヘルメット着用促進キャンペーン
 - (3) ゲスト
キャスター「堀江聖夏」（株式会社セント・フォース所属）
 - 2 交通安全練馬区民のつどい（9月7日開催）
 - (1) 目的
区民の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守やマナーの実践を促進するため。
 - (2) イベント概要
 - 第1部 式典
 - 第2部 ゲストを迎えての交通安全トークショー
 - 第3部 アトラクション（警視庁音楽隊コンサート）
 - (3) ゲスト
お笑いコンビ「テツ and トモ」
 - (4) 主催
練馬区、練馬・光が丘・石神井警察署、各署の交通安全協会

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
交通事故の減少及び交通死亡事故撲滅を目指して
 - (1) 子供の交通事故防止対策
 - ア 自転車安全マナーカードを活用した交通安全指導の実施
 - イ 登下校時における保護誘導活動等の実施
 - ウ 帰宅後の交通安全パトロールの実施
 - エ 小学校に対する働き掛けの実施（交通事故発生状況マップ等の配布）
 - オ 交通事故発生場所に対する交通事故防止対策の強化
 - カ 親子自転車安全教室参加者に修了証を交付（練馬城址公園開催）
 - キ 子供免許証の紹介
 - (2) 自転車の交通事故防止対策
 - ア 自転車事故の再現映像及び「自転車の正しい乗り方のうた」を紹介
 - イ ペダル付き電動バイクに対する取締り状況（当署）
（ア）期間：令和6年11月1日から令和7年5月31日までの間
（イ）道路交通法違反（無免許）での検挙者は8名
内訳
年齢別：20歳代5名、30歳代2名、40歳代1名
性別：全て男性
国籍：日本、大韓民国、アメリカ、ガーナ、フィリピン、カメルーン、ウズベキスタン
 - ウ 自転車に対する指導・取締り状況（8月末現在）
（ア）違反態様：飲酒運転、信号無視、一時不停止、並進、右側通行、無灯火、傘差し等

- (イ) 検挙数：1,483件
- エ 自転車利用者に対する指導、安全教育、疑似体験の説明
- オ 自転車指導警告カードの活用方法について
- (3) 交通反則通告制度の開始について(令和8年4月1日開始)
 - ア 対象
 - 自転車の運転者(16歳未満の者を除く)が犯した一定の違反が交通反則通告制度に該当する。
 - イ 指導取締りの基本的な考え方
 - 自転車の交通違反を認知した場合は、基本的には現場で指導警告を実施する。
 - ウ 検挙の対象
 - その違反が交通事故の原因となるような危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反を検挙する。
 - エ 交通反則通告制度開始後の自転車の違反の処理について
 - (ア) 交通切符による処理
 - 酒酔い運転・酒気帯び運転、違反により交通事故を発生させる等、違反自体が悪質・危険なもので、重大な違反や事故を起こした場合は刑事手続となる。
 - (イ) 反則切符による処理
 - スマホを持って画面を注視したり通話をしながら運転する、信号無視で交差点に進入して他の車両に急ブレーキをかけさせる等、違反態様が交通事故の原因となるような悪質・危険なもので、16歳以上の者による反則行為の場合、交通反則通告制度の対象となり、反則切符を交付して処理する。
- (4) 交通事故のない明日を目指すための協力要請
 - 2 協議会からの意見要望等
 - (1) 自転車に乗った登下校中の高校生はヘルメットを前カゴに入れて被っていない。若い者はヘアスタイルが崩れるのを気にして、学校近くでだけ被っているのだと思う。
 - (2) 自転車事故や死亡事故を無くすことはとても大事だが、そもそも自転車の交通ルールをどれだけの人が知っているのか。車両の運転免許証を所持している方も自転車の交通ルールを知らない人が多い。自転車の交通ルールを知ってもらう取組も大事だと思う。
 - (3) 幼い頃から自転車に乗るときは「必ずヘルメットを被る」という意識付けが必要だと思う。分かりやすい罰則を設けて交通ルールを強化したほうが良い。
 - (4) 自転車での保育園への送り迎えの際に園児にはヘルメットを被せているが、ほとんどの保護者はヘルメットを被っていない。スピードが出るロードバイク等の利用者は必ずヘルメットを被っている。自転車利用者の意識改革が必要である。
 - (5) 以前に比べて、自転車利用者でヘルメットを被っている人は増えているように感じる。自転車に乗っている時にスマホを操作しながら歩いている人やイヤホンを装着して歩いている方とすれ違うと接触しそうとても怖い。歩行者にも事故防止を呼び掛けることで事故は減少すると思う。
 - (6) ヘルメットを被らないのは「髪の毛の乱れが気になる」「服装等に似合わない」という理由の方が多いと思う。今は色々な種類・形・色のヘルメットが販売されているので、交通の講習やイベント等で展示販売をしてほしい。

[その他の意見要望等]

- 1 飲酒運転を撲滅するため、車両を利用する前にアルコールチェッカーを必ず実施するような仕組みや指導が必要だと思う。
- 2 歩行者は歩道や路側帯もない狭い道路では右側通行をしなければならないが知らない人が多い。それ以外の道はどちらでもよいことになっているが、分かりにくいので統一したほうがよい。日本では車両が左側を通行しているため、歩行者も左側通行の方が良いのではないか。

その他

令和07年度 第1回 練馬警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年06月11日 午後01時00分～午後04時15分

開催場所 練馬警察署 講堂
出席者 協議会委員 9名
署長ほか 8名

内容

会議に先立ち、会長・副会長を互選した。
また、警務課長、交通課長、生活安全課長、警備課長、地域課長、刑事組織犯罪対策課長、会計課長の出席について、各委員から了承を得た

[業務説明]

警務課・会計課・地域課の業務紹介

- 1 警務課について
 - (1) 警務係
総務・警務を担当し、署員が警察業務を推進する上で職場環境の整備を行う。
 - (2) 教養係
警察官に必要な知識・技能を習得させるため、各種教養や訓練実施を行う。
 - (3) 留置係
被留置者の処遇を担当し、人権に配慮しつつ逃走や自殺防止に努めている。
 - (4) 警察官採用業務
警務課が中心となり採用業務を担当し、新たな警察官を確保するため、各種イベントや学校訪問等で受験勧奨を推進している。
- 2 会計課について
 - (1) 業務の概要
拾得物の取扱い、窓口業務、物品管理、警察関連の施設管理、福利厚生業務
 - (2) 拾得物の取扱い状況
ア 昨年の警視庁の拾得物の受理件数は約440万4,000件
イ 練馬署の拾得物の件数は約3万5,000件(返還は7,800件)
ウ 身分証明証などのカード類の拾得物が一番多い。
 - (3) 遺失物業務における遺失者及び施設占有者の利便性向上
オンライン申請を推進(遺失届・拾得物の郵送返還等が可能)
- 3 地域課について
 - (1) 巡回連絡について
交番の警察官が住民の家庭を訪問して、身近に発生する犯罪の予防や事故防止の情報を知らせ、住民の意見や要望を伺う活動。
巡回連絡カードは居住者名や非常時の連絡先等を記載していただくことで、災害で被害に遭ったり、外出先で家族が交通事故に巻き込まれた時に活用している。
 - (2) 「#9110」について
急ぎでない110番通報については、警察相談ダイヤルの「#9110」を活用していただきたい。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
安全安心な街づくりを実現するための取組について
 - (1) 交通課
ア イベント紹介「ねりまおやこフェス」(親子自転車安全教室)
開催日: 4月12日
場 所: 練馬城址公園 J: COMで放映
イ 子供の交通事故の発生状況等について
(ア) 子供の交通事故は6月、7月に増加傾向(都内過去5年間の統計)
(イ) 管内の4月末までの死亡事故は1件(成人)
日時: 1月3日午前6時48分頃
場所: 練馬区豊玉南2-25環七通り上
(ウ) 現在までの15歳以下の交通事故件数は53件
ウ 子供の交通安全対策
(ア) 今年に入り、子供の自転車安全教室を26回実施
(イ) 去年は、小学校に対する交通事故防止対策を67回実施

- (ウ) 学校関係者と連携し、情報の共有、校内放送で交通安全の呼び掛けを実施
- (エ) 各小学校正門前に警察官を配置し、生徒に対し交通安全の声掛けを実施
- (2) 生活安全課
 - ア 特殊詐欺発生状況
 - (ア) 当庁全体の認知件数は1,496件(4月末時点、前年同期比+511件)
 - (イ) 練馬署の認知件数は36件(前年同期比±0件)
 - (ウ) 昨年の認知件数は110件
 - イ 最新の詐欺の手口等について
 - (ア) 音声ガイダンスで携帯会社名をかたり、料金未納を理由に送金を要求する。
 - (イ) 警察官をかたり、偽の警察の電話番号に誘導して送金を要求する。
 - ウ 詐欺被害防止対策
 - (ア) 65歳以上の高齢者世帯を対象に全署員で個別訪問を実施
 - (イ) 4月にコンビニサポートポリス制度を発足
(通話しながらATMを操作する者に声掛けを行い、詐欺被害を防ぐ)
 - (ウ) 国際電話利用休止の申込みを強力に推進
 - (エ) 中学校、高校を訪問し「闇バイト」の注意喚起の講話を実施
 - エ 盛り場対策
 - (ア) 練馬駅南口(通称「三角地帯」)における盛り場対策として、客引き検挙、店舗の立入り、パトロール等を実施
 - (イ) 町会の方と協働による夜間パトロールを定期的の実施
- (3) 警備課
 - ア テロ対策について
 - (ア) ローンオフエンダーとは
特定の組織と関わりのない、過激化した個人である「ローンオフエンダー」が脅威となっている。
 - (イ) 官民一体のテロ対策
 - ・ 関係機関等との連携(合同訓練、広報啓発、不動産協会との協定)
 - ・ テロを未然に防ぐための情報発信
 - イ 災害対策について
 - (ア) 対策重点
首都直下型地震、荒川の氾濫、富士山の噴火
 - (イ) 初動対応
人員、装備資機材、情報を迅速に確保し、人命救助、交通対策にあたる。
 - (ウ) 自助共助
自衛隊、消防、警察による公助だけでなく、住民一人一人が自らの命を守る自助や、自治体、町会、企業が助け合う共助が必要となる。
- (4) 刑事組織犯罪対策課
 - ア 刑事部門の業務概要
 - イ 組織犯罪対策部門の業務概要
 - ウ 匿名・流動型犯罪グループに対する取組
各部門間で協力し、様々な罪種を適用して検挙していく。
- 2 協議会からの意見要望等
 - (1) 自転車の交通ルールについて
 - ア 交通ルールを守らない自転車がが多いので、引き続き取締りを行ってほしい。
 - イ 自転車の罰則が強化されたが、もっと広報を行い世間に周知する必要がある。
また、電動キックボードについても危険な運転する者が多いと感じる。
 - ウ 交通ルールを知らないで自転車を運転する者が多い。
危険なスピードで走行する者や信号無視をする者を多く見掛けるので、自転車を購入する際に販売店で自転車の交通ルールを指導する仕組みが必要だと思う。
 - エ 自転車の交通マナーを良くするために、この先も警告や取締り、また広報啓発活動に努めていかなければならないと感じた。
 - (2) 特殊詐欺対策について
 - ア 闇バイトについて、高校等で広報しているのはとても有効だと思う。
今後、練馬区の教育委員会と連携を行い、授業の一環として組み込んで、生徒に教育していけば有効な対策になると思う。
 - イ 特殊詐欺被害を防止するために、色々な対策を実施しているのを知った。
被害防止のチラシ等を商店街の店舗等で配布できるように、チラシを各店舗に置いて住民に周知を続けてほしい。
 - ウ 「闇バイト」の名称は、正規な仕事ではないのに名称に「バイト」という言葉が入っていることに不自然さを感じる。
また、匿名・流動型犯罪グループのことを「トクリュウ」と呼ぶのも若者には格好良く聞こえてしまうので変更したほうがいいと思う。

その他

令和06年度 第4回 練馬警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年03月26日 午後02時00分～午後03時45分

開催場所 練馬警察署 道場・講堂
出席者 協議会委員 5名
署長ほか 4名

内 容

会議に先立ち、警務課長、刑事組織犯罪対策課長、刑事組織犯罪対策課長代理の出席について、各委員から承認を得た。

[業務説明]

- 受傷事故防止に向けた実戦的訓練について
- 1 被疑者の制圧
 - (1) 各資器材の活用方法（実演）
 - ア 刺股
 - イ 警棒
 - ウ 警じょう
 - エ 大楯
 - (2) 事案を想定した制圧要領（実演）
 - ア 短刀（包丁・サバイバルナイフ等）を持凶器とした事案
 - イ 長物（鉄パイプ・木刀等）を持凶器とした事案
 - 2 各種訓練状況について
 - (1) 朝稽古
 - （柔道・剣道・合気道・逮捕術・体力トレーニング等）
 - (2) 受傷事故防止訓練
 - （持凶器対処訓練・交番襲撃想定訓練・制圧訓練・けん銃の緊急取出し等）
 - (3) 少年柔道剣道部の活動状況
 - (4) 各術科大会の成果

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 防犯カメラ活用と治安対策
 - ア 平成14年に犯罪抑止総合対策が開始
新宿歌舞伎町に当庁初の街頭防犯カメラシステム導入
 - イ 防犯カメラ設置状況（当署）
 - (ア) 街頭防犯カメラ
街頭など公共の場所における犯罪抑止を目的として設置されたカメラ
設置状況～528箇所
 - (イ) 一般防犯カメラ
個人宅や会社、ビル等、主に私的空間（管理地）の安全安心を守る目的で設置されたカメラ
設置状況～約3,590箇所
 - ウ 防犯カメラの役割
 - (ア) 犯罪者に「監視されている」という心理的プレッシャーを与え、不審者の侵入や犯罪を未然に防ぐ効果
 - (イ) カメラ映像を証拠として被疑者の検挙につなげる
 - エ 事件捜査と防犯カメラ
 - (ア) 防犯カメラが捜査に活用された主な事例
窃盗、性犯罪、詐欺、傷害、道路交通法違反事件等
 - (イ) 具体的な役割
被疑者の特定、犯行状況の確認、足取りの確認、公開捜査
 - オ 防犯カメラ捜査の課題
 - (ア) 時間経過による映像記録の消去
 - (イ) 設置過疎地帯
 - (2) 防犯カメラを活用した検挙事例の紹介
 - 挙署一体となった特殊詐欺対策プロジェクトチームによる検挙事例の紹介
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 防犯カメラ映像の回収は捜査員が行う必要があり、多くの映像を回収して犯人の検挙に結びつける捜査員の苦勞に頭が下がる。

- (2) 自主的な防犯活動として録画機能付きのインターフォン等を購入する人が増えており、警察の被害防止の啓発活動の成果が現れていると感じる。自分自身も地域の方々に対する情報発信をしていきたい。
- (3) 高齢者が特殊詐欺被害に遭うことが多いため、被害を防止するために自分にできることを考えると、自分自身も被害に遭わないように注意していきたい。
- (4) 中国のサーバーを経由した不審な電話が着信していたことがある。国際電話の番号からかかってくる詐欺の手口が横行しているため、このような電話に応答しないようにもっと警察から注意喚起をする必要がある。
- (5) 防犯カメラの設置箇所が増えているが、経年劣化に伴うメンテナンスやバージョンアップのために費用がかかる。行政から補助金を受ける要件を満たすことが難しいため、行政の仕組みを変える必要がある。
- (6) ただカメラ設置箇所を増やしても、今後メンテナンスやバージョンアップがなされなければ、防犯カメラが役に立たなくなる時期が訪れるのではないかと。

[その他の意見要望等]

- 1 幼稚園児の送迎の際、不審者に対応するため教員にほうきを持たせて出入口に配置している。不審者には複数で対応することや日常的に刺股操法等の訓練が必要であると感じた。
- 2 制圧用の資器材の重さなどを実際に体験し、日頃から警察官が体を鍛えている理由が分かった。現場の警察官が怪我をしないよう引き続き訓練に励んでほしい。
- 3 刺股等の資器材を攻撃の道具として活用することができないことを知った。
- 4 実際に刺股や大楯等の資器材を手に持ち、正しい使用方法や力加減を学ぶことができた。今後も警察が幼稚園等で行っている不審者対応訓練を通じて、身を守るための正しい資器材の活用方法を教員らに指導してほしい。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第3回 練馬警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年12月25日 午後02時00分～午後03時30分

開催場所 練馬警察署 講堂
出席者 協議会委員 6名
署長ほか 4名

内 容

会議に先立ち、地域課長、生活安全課長の出席について、各委員から承認を得た。

[業務説明]

地域警察業務について

- 1 110番通報
 - (1) 入電件数（総件数・平均件数）
 - (2) 指令から現着までの時間
 - (3) 入電内容
 - ア 交通物件事数が最多
 - イ 2割から3割が緊急性のない通報
 - (4) 適正利用に向けた広報啓発
 - ア 区と協働で個別訪問し通報要領等を指導
 - イ 110番の日・地域安全の日キャンペーン
 - ウ 警察相談ダイヤル「#9110」の周知
- 2 現場執行力の強化
 - (1) 当署の公務執行妨害事案
令和6年中に4件発生（昨年比プラス1件）
 - (2) 各種教養・訓練
 - ア 伝承教養
中村橋派出所警察官殺害事件
 - イ 犯人制圧・受傷防止
 - (ア) 持凶器対処訓練
 - (イ) 交番襲撃想定訓練
 - (ウ) 耐銃器資機材等の着装訓練
 - (エ) 犯人制圧訓練
 - (オ) 交番相談員の逮捕術訓練
 - ウ 現場対応力の向上
 - (ア) 人命救助訓練（AED使用訓練）
 - (イ) 運転技能向上訓練
 - エ 関係機関との協働
官公庁・事業所合同訓練
 - (3) 若手警察官の指導・育成
 - ア 卒業配置者の紹介
 - イ 技能の向上
 - (ア) 書類作成訓練
 - (イ) 職務質問・無線通話の実践的訓練
 - (4) 教養・訓練の成果
通信指令・無線通話競技会 第十方面第3位

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
治安を揺るがす犯罪（特殊詐欺・闇バイト等）
- (1) 特殊詐欺対策
 - ア 本年の認知状況
 - (ア) 昨年との比較
被害が30件以上増加
 - (イ) 発生の傾向・特徴
 - ・ 10月以降LINEを利用した被害が急増
 - ・ 警察をかたって金をだまし取る手口が多発
 - イ 全署員による高齢者世帯訪問
4・5月に75歳以上の世帯、11月は65歳以上の世帯を訪問
 - ウ 被害の未然防止
未然防止者（34件）に対して感謝状を贈呈

- エ 幅広い世代を対象とした広報啓発
 - (ア) 漫画チラシ、オリジナルソングの作成
 - (イ) 盆踊り会場での広報啓発活動
- (2) 闇バイト対策
 - ア 闇バイトの現状
 - 犯罪実行者募集情報に応募して犯罪グループに関わってしまう者が急増
 - イ 匿名・流動型犯罪グループの実態
 - 中核的人物の匿名化と犯罪実行者の流動化
 - ウ 闇バイトに応募した者への対応
 - 円滑な相談受理や保護活動を実施
- (3) 署員の士気高揚
 - 杉特別防犯対策監からの表彰
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 特殊詐欺・闇バイトに係る効果的な広報啓発
 - ア 自動車教習所での高齢者講習を利用して啓発してはどうか。
 - イ 高齢者はテレビをよく見ているので、CMや番組の合間に最新手口を繰り返し放送すれば浸透するのではないか。
 - ウ 大きな事件等がテレビ報道されると防犯カメラの売上げが増えるので、テレビの影響力は大きい。
 - エ 特殊詐欺に手を染める者には、ギャンブル依存でオンラインカジノや闇カジノ等で多額の借金を負う者が多く、ネット上の規制や注意喚起も必要だと感じる。
 - オ 闇バイト対策はSNSで発信すると効果的だと思う。
 - (2) 被害防止の各種対策
 - ア 高齢者宅の飼い犬のステッカーや表札に工夫してはどうか。
 - イ 相談できる家族等がいれば被害を食い止められるので、相談しやすい環境作りも大切だ。
 - ウ 各自の自己防衛を促進させる対策が必要だ。
 - エ 世代に応じた対策が求められる時代になっている。
 - (ア) 高校生：学校での講演
 - (イ) 働く世代：影響力があるユーチューバーに協力を求める。
 - (ウ) 高齢者：戸別訪問
 - (3) 警察官による学生指導
 - 犯罪に手を染めさせないため、警察官が高校や大学で講話するなどの指導教養が今後も求められる。

[その他の意見要望等]

- 1 町会等の地域住民のコミュニティに周知することで、不要な110番を減らすことができると思う。
- 2 今なお「中村橋派出所警察官殺害事件」を教訓に、署員が日々の訓練等に励んでいることに感銘を受けた。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第2回 練馬警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年09月20日 午後02時00分～午後04時00分

開催場所 練馬警察署 講堂
出席者 協議会委員 7名
署長ほか 4名

内 容

会議に先立ち、交通課長、警備課長の出席について、各委員から承認を得た。

[業務説明]

災害対応力の強化について

- 1 災害警備訓練
 - (1) 訓練実施日
令和6年8月29日及び9月18日
 - (2) 訓練内容
 - ア 任務付与訓練
 - イ システム入力訓練
 - ウ 交通規制訓練
 - エ 多数遺体取扱訓練
 - オ 被留置者避難誘導訓練
 - カ 災害資機材習熟訓練
 - キ 自衛初期消火訓練
- 2 平素の備え
 - (1) ハザードマップの活用
震災時用と風水害時用
 - (2) 有識者による伝承教養
 - ア 東日本大震災発災時の宮城県警察本部長・竹内直人氏による講話
 - イ 教訓を署員に伝え、練馬区危機管理課・練馬消防署の職員も聴講
 - (3) 隣接警察署等との連携
 - ア 合同救出救助訓練
 - イ 合同水難救助訓練
 - (4) 関係機関等との連携
 - ア 練馬区役所
区長主催の震災図上訓練等
 - イ 東京消防庁・練馬消防署
合同図上訓練・AED訓練等
 - ウ 大規模集客施設
「メイキングオブハリーポッター」実地踏査
- 3 管内住民等への広報啓発活動
 - (1) ふれあい連絡協議会
 - (2) 防犯ボランティアに対する広報
 - (3) 防災イベント展示

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
交通事故防止について
 - (1) 自転車に対する指導取締り状況
 - ア 指導・警告件数
 - イ 道路交通法の改正
 - (2) 電動キックボード等への対策
 - ア 電動キックボード
 - (ア) 区別
特定原付と一般原付
 - (イ) 交通ルール
 - ・ 通行方法と違反形態
 - ・ 利用上の留意点
 - イ ペダル付き原動機付自転車（モペット）
 - (ア) 車両区分
 - (イ) 判別の方法
 - ウ 交通事故防止対策

- (ア) 電動キックボード等利用者の交通違反取締り
- (イ) チラシを配布しての啓発活動
- (3) 管内の交通事故発生状況と対策
 - ア 令和6年上半期の交通事故発生状況
 - イ 交通人身事故発生状況(過去3年間)
 - (ア) 発生件数
 - (イ) 時間帯別発生状況
 - ウ 交通死亡事故の発生
 - (ア) 4月23日
環七通り(豊玉北3丁目)自転車とトラック
 - (イ) 5月29日
環八通り(春日町3丁目)自動二輪車の単独事故
 - エ スクールゾーン対策
小学校周辺の交通規制を実施
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 自転車・電動キックボード対策について
 - ア 電動キックボードで事故を起こした後の講習よりも、購入者に対する事前講習が必要だと思う。
 - イ オンラインでも電動キックボード等の交通ルールを学べるサイトが必要だ。
 - ウ 自動車を運転していると、特に自転車の無灯火・逆走・ながらスマホ運転に危険を感じるので、取締りや指導を行ってほしい。
 - (2) 広報啓発・情報発信について
 - ア 幹線道路や夕方に交通事故が多発している傾向が分かったので、広く周知して事故防止に努めたい。
 - イ 交通事故を減らすためには、歩行者にも交通ルールを指導して、守ってもらわなければならない。
 - ウ スクールゾーンの規制時間をカーナビゲーションに表示できないか。

[その他の意見要望等]

日頃から災害等に備えて各種訓練に励んでいただき感謝している。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第1回 練馬警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年06月11日 午後02時00分～午後03時30分

開催場所 練馬警察署 講堂
出席者 協議会委員 6名
署長ほか 3名

内容

会議に先立ち、生活安全課長の出席について各委員から承諾を得た。

[業務説明]

- 「特殊詐欺対策について」
- 1 当署の特殊詐欺被害状況（件数、被害額）
 - 2 主な手口と留意事項
 - (1) オレオレ詐欺
 - (2) 還付金詐欺
 - (3) サポート詐欺
 - (4) SNS投資詐欺
 - (5) ロマンズ詐欺
 - 3 各種被害防止対策
 - (1) 特殊詐欺に対応する専従員チームの立ち上げ
 - (2) 全署員による高齢者戸別訪問
 - (3) 金融機関やコンビニエンスストアに対する協力依頼
 - (4) アポイント電話への対応
 - ア 一斉警戒
 - イ 不審者に対する職務質問
 - ウ 入電地域での車両広報
 - エ 「メールけいしちょう」や「デジポリス」を活用した注意喚起
 - オ 無人ATMの警戒
 - 4 広報啓発活動
 - (1) 漫才師や落語家をゲストに招いたイベントの開催
 - (2) 練馬区三署合同でのチラシ配布

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容

「相談業務について」

 - (1) 当署に対する相談
 - ア 件数（警視庁全体との比較）
 - イ 相談内容の内訳
 - (2) 人身安全関連事案
 - ア 件数（昨年との比較）
 - イ 具体的事例
 - (ア) ストーカー事案
 - (イ) 配偶者間の暴力
 - (ウ) 特異行方不明
 - (3) 一般相談
 - ア 件数（毎年増加）
 - イ 具体的事例
 - (ア) 近隣トラブル
 - (イ) 他機関が主管する事案
 - (ウ) カスタマーハラスメント
 - (エ) 意味不明なもの等
 - ウ 対処要領
 - (4) 当署相談系の体制
 - (5) 現状の問題点
 - ア 被害者の安全確保とマンパワー
 - イ 被害者の定期連絡拒否（連絡不能）
 - ウ 再発の恐れと終了のタイミング
 - (6) 住民が警察に求める相談対応
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 相談業務について

- ア 年ごとに件数が増加していることを知り、職員の苦勞、大変さを感じた。
 - イ 事案の内容によっては、110番又は警察署への電話連絡、どちらで通報すべきか判断に迷う。
 - ウ 警察相談ダイヤル「#9110」をもっと普及させてほしい。
 - エ 数年前までは、緊急性が必要な事案でも警察署によって取扱いに温度差が感じられた。
- (2) 人身安全関連事案への対応について
- ア 行政機関等との情報共有や協力体勢が不可欠だと思う。
 - イ 度重なる「子供の泣き声」、「奇声」等を把握した場合、痛ましい事件や事故が起きる前に、児童相談所や病院と連携した措置が必要だ。
 - ウ 子供は声を上げられないので、子供の事案については、ストーカーやDVよりもワンランク上の早さで警察が動き、ネグレクトや虐待から守ってほしい。

[その他の意見要望等]

なし

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。